

令和元年

第4回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 2日間

自 令和元年12月17日

至 令和元年12月18日

月 日	曜日	会議、休会、その他
12月17日	火	本会議 (開会、諸般の報告、行政報告、一般質問、議案審議)
12月18日	水	本会議 (議案審議、閉会)

(議決結果)

令和元年第4回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第45号	伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和元年12月17日	原案可決
議案第46号	伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	令和元年12月18日	〃
議案第47号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第5号)	〃	〃
議案第48号	令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第49号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第50号	令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第51号	令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第52号	令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	答申
議案第53号	村長及び副村長の給料月額の特例に関する条例	〃	原案可決

令和元年第4回伊是名村議会定例会会議録 第1号					
招集年月日	令和元年12月17日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和元年12月17日	9時58分	議長	宮城安志
	散会	令和元年12月17日	16時29分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

3番	仲田正務	5番	東江清和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	総務課長補佐	嘉数義隆
--------	------	--------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	名嘉正	教育振興課長	濱里篤
総務課長	兼元清永	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和元年12月17日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
一般質問
伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和元年第4回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前9時58分

2. 付議事件及び順序 令和元年12月17日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6		一般質問
7	議案第45号	伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和元年第4回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
東江 清和	「フェリー伊是名尚円」のドッグ期間中における 2往復運航の維持について	村 長
伊 禮 正 徳	1. 「会計年度任用職員」制度について 2. 「伊是名島方言」言葉文化継承について	村 長
宮 城 義 秀	伊是名漁港海岸(通称・伊是名ビーチ)の植栽計画 について	村 長
潮平そのみ	子ども子育て支援について	村 長
東江 源 也	広報いぜな発行の目的について	村 長

議長（宮城安志）

ただいまから令和元年第4回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。 （午前9時58分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番仲田正務議員、及び5番東江清和議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日12月17日から12月18日の2日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日12月17日から12月18日の2日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりでございます。

日程第3

諸般の報告を行います。令和元年9月1日から11月30日までの諸般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読し、報告といたします。

9月8日、宮腰沖縄・北方大臣が来村し、議員共々出迎えをいたしました。

9月12日、第3回伊是名村議会定例会議会運営委員会を開催し、定例議会運営方法について審議いたしました。

9月13日、村敬老会が村産業支援センターで開催され、議員共々参加し、議長においては祝辞を述べました。

9月17日、第3回伊是名村議会定例会が招集され、9月17日から9月24日の間、議案等30件について審議いたしました。

9月29日、村郷友会パークゴルフ大会が与那原パークゴルフ場であり、議員全員で参加いたしました。

10月11日、町村議会議員・議会事務局職員研修会が糸満市NBCホールで開催され、議員及び職員で参加いたしました。

10月12日、第35回やんばる産業まつりが開催され、オープニングセレモニーに参加いたしました。

10月15日、第1回伊是名村子ども議会開催にあたりリハーサルを実施、会議の進め方などについて指導をいたしました。

10月19日、キッズトライアスロン大会が開催され、議員全員で参加、子どもたちを激励、応援いたしました。

10月20日、第32回いぜな88トライアスロン大会に参加いたしました。3年ぶりの大会ではありましたが、台風20号の影響により88キロコースを半分にし、制限時間を設けて開催いたしました。

10月24日、第1回伊是名村子ども議会が開催され、9名の子ども議員から一般質問がありました。

11月10日、ツールド沖縄の表彰式に参加いたしました。

11月12日から11月13日までの間は、第38回離島振興市町村議会議長全国大会に参加し、13日に第63回町村議会議長全国大会に参加いたしました。

11月15日、離島フェア2019、副議長が参加いたしました。

11月18日、第4回伊是名村臨時議会が招集され、全議員で首里城の早期再建を求める意見書を審議、採択いたしました。

11月24日、第17回関東伊是名郷友会の総会に参加いたしました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和元年7月分から8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

おはようございます。令和元年第4回定例議会を招集しましたところ、全員お揃いでご参集下さいまして、誠に有難うございました。

それでは、令和元年9月1日から令和元年11月30日までの行政報告を行います。

なお、要点だけを読み上げてご報告とし、後程またお目通しをお願いいたします。

まず1ページ、9月3日（火曜日）、全都開発友利重孝社長が具志川島を活用したいとの趣旨で来訪いたしております。

これについては、具体的計画が提出された段階で村としては検討したいという旨、回答いたしました。

8日（日曜日）、宮腰光寛沖縄担当大臣が来村しまして、その際、伊平屋・伊是名架橋整備について要望いたしました。

13日（金曜日）、令和元年度伊是名村敬老会が開催されました。65歳以上の方が434人、率にしますと30.9%、100歳以上が1人、カジマヤー祝者が5名、トーカチ祝者が11名となっております。

17日（火曜日）、第3回定例議会が招集され、会期が9月17日から9月24日、8日間でありました。

24日（火曜日）、本会議休憩時間に、北部基幹病院の基本的枠組みについての説明を致しておりまして、特に、合意書案についての説明を行っております。

29日（日曜日）、伊是名村郷友会交流パークゴルフ大会が与那原パークゴルフ場で行われ、参加をいたしました。

10月1日（火曜日）、株式会社丸正印刷社の創立53周年祝賀会があり、出席をいたしました。

その際、同社から育英資金ということで50万円の贈呈があり、さ

らに会長個人として100万円の村への寄贈がありました。

次、2ページお願いします。2日（水曜日）、伊泊広二沖縄協同病院院長を訪問いたしまして、第32回いぜな88トライアスロン大会に医師を派遣していただきたいということで要望いたしております。本村出身の元病院長の仲田精伸氏、後藤勝治事務局次長が同席して、医師を1名派遣するというふうに決定していただきました。

また同日、百原信次中頭病院総務課長を訪問しまして、同じように医師の派遣をお願いしましたところ、2名を派遣するというふうに回答いただきました。

また同日、玉城徳光恩納クリニック医師を訪問しまして、医師派遣の件についての協力要請をいたしております。

同氏は、北部地区医師会の理事も務めているという関係でお願いをいたしました。

5日（土曜日）、カジマヤー祝があり、本村においては4名のお祝いがありました。

10日（木曜日）、第32回いぜな88トライアスロン大会安全祈願祭を行いました。

19日（土曜日）、第19回キッズトライアスロン大会に参加をしまして、子どもたちを応援いたしました。

20日（日曜日）、第32回いぜな88トライアスロン大会が開催されましたが、台風20号の影響で競技内容を大幅に変更して開催することになってしまいました。

23日（木曜日）、北部農林水産振興センター新城治所長外13名が来村しまして、行政懇談会を開催いたしております。

その際、本村からは5点の要望をいたしております。

まず、1点目は幅広水路等の改修について。2点目は、国営関連事業である末端ため池整備の県営事業移行について。3点目は、伊是名村農業振興とイシジウムイ原地区の再整備について。4点目は、伊是名漁港（勢理客地区）における補完バース岸壁のエプロンの嵩上げ及び防波堤の設置について。5点目は、イシジウムイ原の防風林帯の保

安林指定による治山事業の導入についてであります。

回答については、以下のとおりでございました。あとでお目通しお願いいたします。

また同日、令和元年度北部広域市町村圏事務組合第4回理事会があり、副村長が出席をいたしました。

24日(木曜日)、第3回伊是名村議会臨時議会が招集されました。

また同日、第1回目の伊是名村子ども議会が招集され、開催されております。9名から11件の一般質問がありました。以下のとおりでございます。

26日(土曜日)、第7回いいな運天港いちやり場まつりが開催され、それに出席をいたしました。

また同日、衛藤晟一沖縄担当大臣との夕食懇談会があり、本村からは伊平屋・伊是名架橋整備実現についての要望をいたしました。

29日(火曜日)、アブリークス株式会社の富塚祐子代表が来村しまして、屋那覇のリゾート開発についての意見交換をいたしております。本村からは、伊是名区民、並びに漁業協同組合の意見を尊重していただきたい。自然環境を損なわないように配慮し、地域商工業者と競合しないよう配慮すること等を申し上げております。

31日(木曜日)、午前2時40分頃、首里城に火災が発生してしまい、正殿、南殿、北殿等主要七棟がほぼ全焼し、また、貴重な文化財も多数消失した模様であるという報道があり、大変悲しい出来事となってしまいました。

首里城は、1429年来、琉球王国の政治、経済、外交、文化の中心として引き継がれ、1879年、尚家第19代尚泰王が明治政府に明け渡しを強要されるまで、万国津梁の国として繁栄した、悠久の歴史があることはご周知のとおりであります。

この度、予期せぬ火災に見舞われたことは、誠に残念極まりないことであります。消失した首里城正殿は、沖縄の本土復帰20周年記念事業で、国営公園として復元されており、また、首里城跡は、2000年に世界遺産として認定され、登録されております。早期の復元を

願っているところであります。

1月5日（火曜日）、RBC創立65周年記念番組として、琉球歴史ドラマ「尚円王」取材協力依頼のため、大城史人テレビ営業局長、銘苅尚一郎氏、他一行が来村しております。

放送予定日時等については、下記のとおりであります。

また同日、庁議が行われましたが、その中でも首里城復元についての支援金募金についてを議題とし、村民の皆さん方にもご協力をお願いしたいということでありました。

6日（水曜日）、第15回北海道日高小学校相互交流児童が来村しまして、歓迎セレモニーに出席をいたしました。

7日（木曜日）、令和元年度第4回北部広域副市町村長会が本村で行われております。

次、6ページお願いします。13日（水曜日）、伊是名村立学校教育施設建設検討委員会伊禮弘宜委員長他、関係者が敷地選定答申のため来訪いたしております。

答申の概要といたしましては、1つ目に現校舎敷地については、長い歴史があり、村民や多くの郷友から親しまれていること。2つ目に中学校に隣接する案については、敷地造成費や建設費、及び農振地域内にある等、諸条件を考慮した場合、かなり厳しい環境にあり、「現敷地が好ましい」という結論に達したということで答申をいただきました。

15日（金曜日）、離島フェア2019が開催され、出席をいたしました。

18日（月曜日）、第4回臨時議会が招集され、琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書が採択されております。

19日（火曜日）、川口修那覇海上保安部長が来訪いたしております。その中において、海上保安庁による災害発生時の支援についてと、海上保安庁の事業説明などを受けております。

また同日、伊是名漁業協同組合創立65年史の発行祝賀会があり、

出席をいたしました。

20日（水曜日）、第32回いぜん88トライアスロン大会協賛事業所等の御礼廻りをいたしております。

22日（金曜日）、第3回村土地改良区理事会、そして第1回村土地改良区臨時総代会が開催され、出席をいたしました。

23日（土曜日）、村健康フェアが開催され、それには副村長が対応いたしました。

24日（日曜日）、第17回関東伊是名郷友会総会があり、出席をいたしました。

25日（月曜日）、城間幹子那覇市長の激励会があり、出席をいたしました。

27日（水曜日）、令和元年度全国町村長大会がNHKホールで開催され、出席をいたしました。

28日（木曜日）、全国水産業振興漁村活性化推進大会があり、また同日、全国観光所在地町村協議会総会があり、出席をいたしました。

また同日、北部地区市町村長要請行動を行い、内容といたしましては北部振興事業の継続要請であります。これは衛藤大臣、他各関係担当官に要請をいたしております。

以上が令和元年9月1日から令和元年11月30日までの行政報告であります。

なお、詳しい内容については、お手元の報告書のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。これより全議員による村内視察を行いたいと思っております。

さらに、お手元に配付した別紙研修会に議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、これから全議員による村内視察を行うことに決定いたしました。

また、別紙研修会に議員を派遣することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前 10時20分

再開 午後 1時58分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6

一般質問を行います。5名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それでは一般質問通告書に基づいて質問してまいります。

まず、「フェリー伊是名尚円」のドッグ期間中における2往復運航の維持についてであります。

質問の要旨が本村と沖縄本島との海上交通は仲田港と運天港を「フェリー伊是名尚円」を一日2往復の定期運航が定められております。

船舶のドッグ期間になりますと、これまで伊是名村と伊平屋村が互いに貸船する関係で、伊是名側が6月に約15日間、伊平屋村側が2月に同じく約15日間のドッグ期間となります。その間一便の減便運航となりますが、年間トータルしますと、両村で延べ約1カ月間の減便運航がされている現状であります。村民生活、村経済、観光産業など、あらゆる面で不便を及ぼしているところであります。

そこで、ドッグ期間中における本村の一日2往復（2便）の運航体制を維持する方法として、次の運航ダイヤが考えられますが、これらの案について村当局のお考えをお伺いいたします。

まず1点目、伊江村の船舶を伊是名村で単独用船（チャーター）する方法。

2点目、船舶の中間ドッグを伊是名、伊平屋、両村調整をしまして6月に行い、伊平屋村を母港として、伊江村の船舶を用船する方法が考えられます。

まず、この運航ダイヤとしましては、伊平屋発上り1便を8時としまして、伊是名着が約30分要し、伊是名が8時30分着、伊是名発9時に運航しまして、運天港着10時という運航ダイヤです。

運天港下りは、運天港発10時30分、伊是名着が1時間を要しまして11時30分、伊是名発が12時、伊平屋着が12時30分、これが1便の上り下りであります。

2便目になりますと、伊平屋発上り13時、伊是名着13時30分、伊是名発が14時、運天港着が15時。

2便下り、運天港発15時30分、伊是名着が16時30分、伊是名発が17時、伊平屋着が17時30分、この17時30分は、日没時間の関係で6月頃のドックになりますと十分いけるのではないかという考えをもって村当局にお考えをお伺いするところであります。以上、よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは東江清和議員の「フェリー伊是名尚円」のドッグ期間中における2往復運航維持についてのご質問にお答えいたします。

まず、これまでの経緯としましては、平成10年度から毎日2便運航を行い、村民や観光客等の利便性向上に努めてきたことは周知のとおりであります。

平成16年度までは、検査時に伊江村のフェリーを用船しておりましたが、多額な費用がかかることから伊平屋村と相談しまして、両村のフェリーを交互に用船して経費節減を図り、現在に至っております。

そのことで両村民や利用者各位にはご不便をおかけしておりますが、両村民や利用者各位にはご理解とご協力をお願いしているところであります。

それでは、1点目の単独用船する方法についてお答えいたします。船舶会計は、ご承知のように毎会計年度多額な赤字会計となっており、赤字部分については離島航路整備法に基づく離島航路補助のもと、国、県、村が補填して何とか航路運営を維持している現状であります。

そのような現状の中、両村それぞれ用船し、2往復運航するとなると、利便性は向上するとは思いますが、両村とも多額な費用負担が新たに発生して船舶会計はますます赤字幅が増大し、ひいては一般会計を圧迫してしまうことに繋がるものと懸念されます。

2点目の6月に受検し、前泊港を母港とすることについてお答えいたします。

現行は、5月の行楽シーズン、並びに夏休みや民泊事業等の繁忙期を考慮して法定検査を現在の時期に設定し受検しているところであります。

また、6月は伊江村のフェリーのドッグ時期と重複することが懸念されることや、前泊港を母港した場合、どうしても仲田港を経由しなければならず、貨物や自動車航送の積み残し等、伊平屋村民にはデメリットが生じ、伊平屋村側との調整は難航するものと想定されます。

また、航路会計上も運航経費が大幅に増大することが想定され、国との調整もかなり難航するものと思われれます。

以上のことからドッグ期間中における2往復運航維持については、ただいま申し上げましたように大変厳しい状況下でありますので、当分の間、現行を維持していきたいと考えております。どうぞご理解のほど、よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

まず、村長の答弁の中では多額の運航費用になるということですが、これは去った県知事が来たときにも、現在行われております一括交付金、あるいは他の方法の一括交付金、それに代わるそれ相当のものがあるというお話がありました。

この多額な費用も交付金を想定したようなやり方がないのか。まず、多額の経費を要するということでありましたので、その辺の想定は考えてないか、それが1点目です。

次に2点目も当分の間はしないということではありますが、この減便運航になりますと、村内の活性化が非常に違うわけです。

例えば、観光業はしかり、それから旅館業も含めて、それから飲食業、商店街、それから車のレンタル業者、あるいは村の公共工事にかかる影響、その面から延べ約1カ月間の1便運航というのは、非常に村内経済に影響があるわけです。

例えば、日帰り観光ができないということのも非常にデメリットがあるわけです。あるいは以前ターミナルビル内で飲食店を経営していた人たちのお話を聞きますと、その期間になると、人の出入りが全くないということで店を閉めざるを得ないと、開けても閑古鳥が鳴くというような感じで、ぜひ2便運航の維持はどうしても必要だと、これは時代の趨勢からしまして、村内は観光立村というのを以前に謳っているわけですから、いまの時代からすると反比例するのではないかと、むしろ他の方法も考えて、例えば現行の伊平屋村との運航で1便増やすとか、あるいは2便目は高速船とか、先島辺りはその期間はどうしているかというお話聞きました。ドック期間中においては民間の船をチャーターして運航しているということです。

そこら辺からしますと、先程から言っているように運航費用については、一括交付金、あるいは一括交付金に対応するような補助金等、そこら辺も想定しながら何とかできないかという私の発想ですけど、その辺についてもう一度、村長答弁よろしくお願ひいたします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

東江清和議員の1点目の一括交付金等を活用できないかということなんですが、実際これをこのように負担してできるかどうかということの問い合わせ等も現在やっておりませんので、これは今後確認し

て、それが可能かどうかというのは調査してまいりたいと思います。

額的には事業課の方でどれぐらいの費用がかかるかということも聞きながら調整していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

村民からしますと、いま言う減便運航というのは、先程言ったように活性化の面から何とかできないかと、また、漁業組合の那覇でやる会合もよく出席するわけなんです、そこら辺からしても2便運航の維持は必要ではないかと。ましてや1カ月間も続くというのは、非常に村民からしても不便ではないかということです。

そこでいま企画政策課長からお話のあったとおり、特別枠の交付金、例えばいま村内ではモータースポーツが非常に盛んにされていると、その方面は、いま言う補助金できないようなところに向けて方法があるのではないかと、もっと村民が潤うような事業あたりにも目を向けていただきたいというお話も聞かれるわけです。

その辺はぜひ企画政策課長、先程あった特別枠の一括交付金を進められて、ぜひ前向きに実現となるように補助金の活用をやっていただきたいと思っております。よろしく願います。

ぜひ、2便運航が持続できるように、今後、前向きに検討していただきたいと思います。

議長（宮城安志）

高速船のチャーターについて、その答弁漏れもありますでしょうか、それについて商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

フェリーのドッグ時においての1便運航ということで、村民の皆様には大変ご迷惑、先程、村長の答弁にもあったとおりなんですけれども、もとは慢性的な赤字を解消しようということで、いまの1便運航となったと認識しております。

それは赤字額を減らすという目的で村民の皆様にはご協力をお願いしているところですが、別途高速船のチャーターを考えてはどうかということなんですけれども、これについてはこの時期に高速船チャーターが可能かどうかまだ調査はしてないんですが、今後これが可能かどうか検討していきたいと思いますが、いずれにしても航路補助が入っている関係上、国、県との調整がありますので、それが許可できるかどうかというのは、これから検討してみたいと思います。

議長（宮城安志）
村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

まず、第1点目の一括交付金の活用ということですが、ご承知のとおり、この航路補助は離島航路整備法に基づく補助航路であります。補助航路にさらに一括交付金が活用できるかということについては、県、国とも調整をする必要があると思っております。

これまでの制度の活用からしますと、かなり厳しいのではないかと、いうふうに私は考えております。

それから民間の船のチャーターについてもいま申し上げたとおり、補助航路にさらに民間のチャーター便が活用できるかということについてもかなり厳しいのではないかと、いうふうに思っております。

いずれにしましてもこれまでの1便運航というのは村民や利用者の方々に大変ご迷惑、不便をかけて、村の経済にも影響しているということは重々承知をしております。

しかしながら、これ以上赤字を抱えるということは、本村の一般会計にもこれは影響を与えるということにもなりますので、もう少し時間をいただいて検討していきたいと考えております。よろしく願います。

議長（宮城安志）

これで、東江清和議員の質問は終わりました。

次に7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは一般質問通告書を読み上げて質問いたします。

質問事項 1. 「会計年度任用職員」制度について。質問の要旨。①働き方改革の一環として、2020年4月から施行される「会計年度任用職員」制度導入について、その目的と概要を伺います。

②(1)10月1日付現在の村正規職員数を伺います。

(2)一般事務補助臨時職員、専門職、日々雇用など現在の雇用契約職種合計数を伺います。

(3)正規職員に対する臨時職員の割合を伺います。

③現状の臨時雇用契約職員人数を、新制度(フルタイム)(パートタイム)の待遇条件で移行することと想定した場合、歳出人件費額は例年予算ベースからどの程度増額になる予想か伺います。

質問事項 2. 「伊是名島方言」言葉文化継承について。質問の要旨。時代と共に島方言「島くとうば」が薄れ、消滅するのではないかと大変危惧し危機感を感じています。

次の件について伺います。①平成16年度に発行された、伊是名島方言辞典の発音アクセントなど録音CD化して、その辞典を活用した方言文化の普及促進事業などを早急に取り組、継承対策を図るべきと思われるが見解を伺います。

1について村長、2について村長、教育長お願いいたします。

議長(宮城安志)

村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

それでは伊禮正徳議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、まず1点目の会計年度任用職員制度の概要についてお答えをし、2点目、3点目については、総務課長から答弁させることとします。

それでは1点目の制度の目的と概要についてお答えいたします。

各地方公共団体では、多くの臨時職員や嘱託職員等が雇われており、地方行政の重要な担い手となっています。

本村でも10月1日現在で57人が雇われ、様々な部署で力を発揮

していただいているところであります。

しかしながら、いままでの地方公務員法における臨時職員や嘱託職員の任用については、厳格な任用規定や給与、勤務時間等、勤務条件について定められている事項が少なく、任用方法や勤務条件等に関する課題がありました。

このような背景から地方公務員法を改正し、任用根拠の明確化と適正な勤務条件の確保を目的とした新たな職の形として会計年度任用職員制度が令和２年度４月１日からスタートし、地方公務員法も適用されることとなります。

４月１日以降、臨時職員はフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム職員に振り分けされ、フルタイム職員は、いわゆる同一職場、同一賃金という観点から常勤職員と同じ勤務形態で給料、期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、退職手当などが支給され、またパートタイム職員は常勤職員より短い勤務形態で報酬、期末手当、費用弁償、時間外勤務手当が支給されることとなります。

給与、報酬については、勤務実績に応じて職歴加算割、これまでと比較しますと、かなり改善され、優遇されると思っております。

次に２点目の「伊是名島方言」言葉文化継承についてのご質問にお答えいたします。

沖縄県のウチナーグチをユネスコが危機的な状況にある言語、方言として認定したのが平成２１年のこととなります。

それに伴い文化庁が都道府県の地域言語を重視して、その危機的な状況にある言語、方言の実態調査に関する調査研究事業が展開されているところとなります。

現在、琉球大学でも県内の方言を記録、保存して、誰でも見たり聞いたりすることのできるシステムの構築に取り組んでいると伺っております。

本村におきましても昭和６０年あたりから伊是名島の方言調査を実施してきましたが、平成１６年１１月１日にその集大成として２万部余を収録し、しかも万国共通の発音記号を表記した大変貴重な内容

となっている伊是名島方言辞典が発刊されました。

今後は、現在使われている各字の方言を音声収録して記録、保存していくことを検討していきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

教育長、名嘉正君。

教育長（名嘉 正君）

お答えいたします。2点目の「伊是名島方言」言葉文化の継承について。概要については、村長がお答えしたとおりであります。

私の方では、方言の現在使われている現況、さらに本村としての取り組み状況、方向性をお答えしたいというふうに思います。

言葉は、日々変化したり、時代とともに新しい言葉が生み出されていくと言われております。現在、島の子どもたちが方言を使えない、聞き取れない、さらに那覇の子どもでも那覇言葉を聞くことができない、話せないと。

これは全国津々浦々、地方においては殆どそのような状況であります。

日本語として現在、我々が使っております共通語、東京語でありますけれども、これが全国的に普及するようになってから既に100年以上経って、さらに50年ぐらい前からラジオ、テレビの普及に伴って全国的に共通語が普及されている状況であります。

島でも現在50以上の高齢者の方々は、方言を話したり、聞いたりすることはできますけれども、40代、30代となると、聞くことはできませんけれども、話すことができないという実態であります。

そういうことを考えますと、島で現在、伝統行事、文化等、継承されておりますけれども、その継承していくのが今後非常に厳しい状況にあるのかなというふうに思ったりしております。

しかしながら、島言葉というのは、島でも4字、5字で4つの方言があります。これを残すというのは、非常に困難を極めるというふうに考えております。

しかしながら、保存継承、さらに維持していくということは非常に厳しいこともありますけれども、現在使われている状況を音声を中心に既に方言辞典が編集されておりますので、音声を中心に現在話されているものを保存できないかなということを取り組んでみたいというふうに考えております。以上であります。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

それでは会計年度任用職員制度について、2点目の質問にお答えします。10月1日現在の正職員数は75人です。臨時職員の契約人数は、一般事務職が8人、保育士が3人、調理員が6人、介護支援員が1人、生活支援コーディネーターが1人、用務員が2人、水道業務が1人、ごみ処理施設職員が6人、斎苑管理者が1人、幼稚園教諭が2人、学校図書館司書が2人、支援員が3人、船員が4人、クリーンアップ事業で16人、自然センター守衛が1人、合計で57人となっています。

村職員に占める臨時職員の割合は、43.1%となっております。

3点目の現状の臨時職員雇用契約職員が新制度へ移行した場合の予算についてお答えします。

現段階では、フルタイム及びパートタイム職員の採用割合が確定していませんので、10月1日現在、一般会計で費用を負担している46人の臨時職員がフルタイム職員として採用した場合の予算額について申し上げます。

まず、給料で現在8,850万円が9,070万円となり、220万円の増となります。

期末手当で1,470万円が1,270万円となり、200万円の減となります。

ただし、この金額は制度初年度のため、6月の手当が30%支給によるもので、令和2年度のみとなります。令和3年度以降は、手当が100%支給になりますので、1,960万円が490万円の増とな

ります。

よって、令和2年度は合計で20万円の増となりますが、令和3年度以降は710万円の増額となる見込みであります。

また、フルタイムで6月以上勤務した場合には退職手当支給の対象となりまして、令和2年度は半年分の6月分が支給対象となりますので、1,040万円の負担が生じる見込みですが、パートタイムの職員として採用になった場合には皆無となります。以上でございます。
議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いま質問したところ、私は皆さんに質問の要旨だけをできましたら答弁してほしかったなと考えております。

というのは、いま執行部が思っていることを殆ど答弁されている状況ですけれども、そこで私は上の方の部分、ただ概略で答弁すれば良かったものの、特に方言辞典あたりは、既に結論ありきの答弁をされておりますけれども、ここではこの件についてCD化とか、いろいろなことをすることの見解はどうでしょうかということでありました。

再度質問だぶるか知りませんが、行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

まず1点目の働き方改革の1番、概要等は村長から答弁があったとおり、大まかに理解しております。

そして29年度より改正法が公布され、いよいよ残すところ3カ月の期間となっておりますけれども、既に村の任用移行までのスケジュール、関係条例等も今回提出されていると思います。

規則等も制定案ができていますのかどうか。そして残すところの3カ月の間、臨時職員や村内外への説明周知など、あるいはネットなどに周知する予定スケジュールを大まかに総務課長、お答えをお願いしたいと思います。

さらにこの制度ができましたら、4月以降は臨時等々移行される方々の条例等は全部廃止になるのかどうかも併せて伺います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

いま制度施行に伴いまして、例規等の収集、いま現在、条例の制定に向けて服務規定、それと条例の施行規則を今後3月までには制定しないといけないという状況になっております。

説明会については、年明けてこれは公募になりますので、いま現在、役場にいる臨時職員の皆さんには1月後半ぐらいには説明したいなといま考えております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは2番の方に進めていきます。（1）正規職員75名、間違いないですか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

75名で間違いございません。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

今年の予算の議会のときに70名の職員となっていましたけれども、この半年間で5名ぐらい増となっていたのか。それは私の間違いかどうか、もう一度確認したいんですけれども、10月1日までに職員数の変動があったのかどうか、そのあたり確認したいと思います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

10月1日に新しく1人は採用になっておりますけれども、それ以降は特にございません。内訳としましては、行政職で60名、医療職

で2人、海事職は12名、これは再雇用のフルタイムの方は12名に含まれます。それに教育職で1人ということになっております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、私の方でちょっと勘違いしていたのかどうか。もう1点、職員に関してお伺いします。

実は、よく村民から聞かれます。伊是名村の職員定数、全国の各市町村では人口等々、あるいは財政絡みであると思うんですが、伊是名村は何名だと言われているのか、お伺いしたいと思います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。村は78名です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。そして（2）の方なんですけれども、総務課長の答弁が早口で私とめてないんですけれども、その中でぜひこれだけは聞きたいのが2、3点あります。

現在現行の臨時職員が移行されるかどうかについてです。退職者再雇用制度があるんですが、その方々はどうなるのかお伺いします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

これは再雇用の人ということですよ。再雇用の場合は、いままでどおりの再雇用になると思います。

この会計任用というのは、いま現在の臨時職員の方々を会計年度任用職員制度の方に移行していくことになります。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

この制度が始まって4～5年になるんですけれども、あと2～3年は続くかもしれません。その方々は制度への移行はされないということで理解してよろしいでしょうか、お伺いします。

もう一度お聞きしますが、嘱託の方々がいると思うんですけれども、どうなるのでしょうか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。嘱託職員は会計年度任用制度職員に移行されます。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

その制度の規則はまだ作成中とおっしゃっていましたがけれども、試験採用か、選考採用か、どちらになる予定ですか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

現段階では公募して選考するというので、試験はやらないということですよ。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

試験はやらない。フルタイム、パートタイムも同等な条件ということで解釈してよろしいということですね。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

これは選考の仕方ですよ、それは両方とも同じになります。

7 番（伊禮正徳議員）

試験はないということですか。

総務課長（兼元清永君）

はい。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

もう 1 点、年齢制限はありますか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。年齢制限はございません。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

制限はありません。上はいくらですか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

年齢制限はありません。

7 番（伊禮正徳議員）

ちょっと休憩して下さい。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 4 1 分

再開 午後 2 時 4 5 分

議長（宮城安志）

再開します。

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

会計年度というのは1年ですよ、継続は何年までですか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。再雇用は2回までです。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

私の調査とはかなり変わっていますが、2年すると、その人は雇用できないということで解釈していいですか。2回までということ。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

再任の雇用が2回までということで、例えば令和2年度に公募して雇用された場合には3年、4年までは再任が可能です。その次の年にはまた公募して応募してもらうことになっております。以上でございます。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。次に（3）正規職員に対する臨時職員の割合、先程、割合のパーセントを言っていましたよね。

総務課長（兼元清永君）

43.1%。

7番（伊禮正徳議員）

お伺いします。臨時職員数は、現在、適正な数でしょうか。他市町村、類似市町村を比べてどうでしょうか。職員に対する割合、現行の話ですよ。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

お答えします。臨時職員が正職員に対する割合が正しいかどうか、約43%でありますけれども。

7番（伊禮正徳議員）

不足なのか、多いのか。

副村長（奥間 守君）

これについては私たち例年新年度予算を編成するにあたり各課から今年は何名の臨時がほしいかという、そういう情報を得て各課のそれに基づいていま臨時職員も採用している状況であります、それが職員の数に対してどのぐらいがいいとか、その辺までは協議したことはないです。そういう中でいま臨時職員は採用している状況であります。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

臨時職員は各課長から出てくるはずですから、それに伴って何名ということは庁議あたりでもやると思いますので、大体の年間の臨時職員の割合はあるのではないかと思います。

もう1件、この制度は地方公務員とされるために、ほぼ同一条件の待遇となります。地方公務員法で規定された人事評価も適用されるということがありますが、その件に関しては、人事評価を同時に行う予定になってますか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。人事評価は対象となります。これは再任用するときの指標ともなります。以上でございます。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは進みます。次、3番の予算についてなんですけれども、結局は490万円ということでもいいんですか、総務課長、もう一度確認ですけれども、490万円ということは、私はかなり低いというか、予算は予算ですけれども、別に大きい、小さいではないんですけれども、約500万円ぐらいだと。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

490万円というのは、期末手当が100%になったときの現在の比較が490万円でありまして、給料、報酬との差額分を合せますと、全部で710万円の増となる見込みであります。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。710万円、他の市町村と比べてみたら、かなり低いのかなという感じが受けられます。

というのは、沖縄県でこの前、公表されたのが全市町村合わすと、約18億円だそうです。そして各市町村、市あたりが億単位ということになります。北部あたりも数千万単位でいくような感じにお伺いしております。

710万円というのは、私たちのこれまでの臨時賃金が3段階に分けられた賃金があって、そして手当もありました。そのおかげで差がちょっと縮まっているのかなと思いますけれども、そのとおりの解釈してよろしいでしょうか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

そのとおりの解釈でよろしいと思います。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

この捻出について伺いますけれども、どのように捻出する予定でありますでしょうか。というのは多額な予算となりましたら、あらゆるソフト事業関係等々が削減されるかなど心配していたんですが、700万円、800万円となると、次年度、再来年以降も予算は伴ってくるはずですがけれども、事業に支障はないのかどうか。どのように捻出する方法なのかお伺いします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。予算の捻出については、基本的には一般財源があるかと思っておりますけれども、非常に高額ということで厳しいのかなと思ったりもしております。予算編成していく中で職員の人数が適正なのかどうか調査をしながら経費削減に努めながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

いまの予算の件ですけれども、最近両方聞いていますが、この人件費分、増加分は地方交付税で手当する方針で検討されているということを国の方で発表されていますが、そのあたり最近動きあったのかの確認です。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。申し訳ございません。この情報はまだ私の方では確認しておりません。以上です。

議長（宮城安志）

7 番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

最後に、これは私の提言として一つお願いしたいと思います。制度導入になると、既に全国の市町村で財政の財源が厳しい理由により、任用を半数に削減すると予定している市町村も既に出てきております。

また、現在の臨時職員からはフルタイムに希望したいがパートタイム会計年度任用職員にされてしまうのではないかと不安も広がっているそうです。

単に財政上の制約を理由として合理的な理由なくフルタイム任用を抑制することは適正な条件の確保という改正法から不適切であると言っております。

村では、このようなことがないように、これまでの臨時職員、嘱託職員、日々雇用職員等々が削減されることなく新制度に移行されることで、正規職員並みの待遇改善が大幅に改革されるならば、働き手も多く見込まれるゆとりある職場環境下となり、意欲ある職場人材育成に繋がり、村にも大きな働き方改革の第一歩であると考えます。

村内外からの希望者増加にも期待されます。極力、任用予定者の希望に添えられる雇用体制に努力して不安のないように移行されることを期待するものです。最後に総務課長、決意のほどをよろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。いま現行の臨時職員の方々の賃金等もできる限り、いま受給している金額をベースにやっていきたいと考えております。

またフルタイム、パートタイムにするかというのは、先程の財政的な負担もございますので、いまここでどうするということはちょっと言えないんですけれども、皆さんに不利のないように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

それでは次に移ります。質問 2 の「伊是名島方言」言葉文化継承について。①について村長、教育長からの答弁を伺います。

県の方言調査によると、既にウチナーグチ方言が話せない県民が 50% を切っています。県は 88% 台を目指して対策に力を入れているそうです。

先程教育長からありました伊是名島調査は、最近はもちろん行っていないと思うんですけれども、50 代以下は方言での話が少なく、50 代以上が殆ど使っているようですが、聞いてみるとそこにもまだ疑問があるかなと思っております。

私はいまの現状では、約 20 年前後には伊是名島方言が激減し、標準語励行になって消滅するのではと予測されます。

同時に、伝統文化の衰退やイヒャジュテーの心も失っていくのではないかと大変危機感を感じております。

伊是名島方言辞典は、村長が平成 3 年の教育長のときに村文化財保護審議委員をはじめ各字代表、村外の大学教授の先生方で編成委員会が設置されています。約 11 年かけた方言辞典が素晴らしい内容で村長 1 期目の平成 16 年度に完成発行されております。

村長、平成 16 年発行にあたって挨拶の中でも村長のお気持ちがここに掲載されております。振り返ってみて、伊是名島方言を作成して、そしていまの現状に対して、現在、村長としてどのように島の現状を踏まえられているのか、お聞きしたいと考えています。よろしく願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。いま伊禮議員からありましたように、平成 3 年辺りから本格的にいまの子どもたちの中には、伊是名の方言が使えない子がいっぱい出ていると。しかもその親たちも伊是名の方言を使えない、意味がわからないという親たちも出てきているということから、

これでは後々大変なことになるのではないかということに危惧しまして、教育委員会の委員の皆さん方、あるいはまた文化財保護委員の皆さん方と相談をしまして、ぜひ私たちが使える間に島の方言を集大成して残そうではないかということで提案をしまして、平成5年に調査費が200万円ついたと。あるいはまた平成6年にも600万円程度、調査費をつけて進められてきて、約10年かけて平成16年11月1日に完成したということは、今後の島の方言を存続させるための大きな私は起爆剤になったのではないかと考えております。

ぜひ、その方言辞典を活用して、いま私たちが使える島の方言を音声録音を収録して、後輩たちに残すということがこれからの私たちの務めだと思っております。

島言葉を残すということが私も含め、教育委員会をあげて、これは取り組んでいかなければいけない課題だと私は思っております。

そういう意味で、今後とも島言葉が残るようなそういう環境づくりをやっていきたくて考えております。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

有難うございます。村長のいまの気持ちとして、まさにあれから15年も月日は経っておりますけれども、既に30年という月日もです。その中で私もかくして思っていますけれども、まさにいまお話をされたとおりであります。

そこで先生方が編集後記の中で、このように記載しています。時間的にも予算的にも余裕がなく、当初予定していたCD化、伊是名島の特性、特徴を明確、記述化し得なかった部分、アクセント、形容詞の解説が欠落した部分、申し訳なく思っている。誰か若い皆さんに頑張ってもらって完成してほしいと思っておりますと綴っています。

いまとなつては先生方の遠からず願いとなりましたが、いま私たちがその思いを叶えるべきではないかと思ひ、この質問に立っていますけれども、村長の心強い答弁に私も安堵しております。

この質問の要旨のCD化とは、方言辞典をコピーして、先程から話がありますけれども、島の高齢者のアクセントで録音して、単語を検索し開ける方式、最近流行りのイーजीリスニングと言うそうです。つまり聴いて覚えるという方式にやってほしいという私の願いでありますので、よろしく申し上げます。

進めていきます。教育委員会にちょっとお伺いしますけれども、先程、教育長が殆ど答弁はされていますけれども、いま幼稚園の方で4月から方言指導されています。

私も指導者として2回ぐらい行ってきたんですけれども、やはり方言辞典を利用して行われています。園児たちは素直に覚えてもらっています。しかし、せっかく指導して教えた方言単語が日常全く使われていません。私は、指導後に子どもたちに家に帰ってからお父さん、お母さん方に日頃から進んでやってほしいということを常々申し上げているんですけれども、家に帰っても方言は共通語励行となっているようであります。

教育長、指導には行かれたかどうか。また、行かれてなくても実際実施されていることでもありますけれども、どのように感じられますか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（宮城安志）

教育長、名嘉正君。

教育長（名嘉 正君）

お答えいたします。実は、私も幼稚園に呼ばれて子どもたちに島の方言を教えるというところで行ったんですけれども、子どもたちは聞きますと、方言は聞いたこともないと、そうですね、島で現在、方言を使っているというのは50代以上の方々が主であります。

子どもたちが日常的に島の方言を使うという機会もないし、そういう島の方言に触れ合うということはないというふうに思います。

先程もお話しましたがけれども、現在、島で使っている50代の方々、その方々が話している言葉も現状で保存できないか。これは先程村長もお話しておりましたけれども、文部科学省の補助金を受けて、沖縄

全体の方言を収録すると。CD化して、誰でもインターネットで検索でき、そして聴けるという事業を立ち上げているようであります。

それも参考にすると言いますか、そういう情報も追いながら、できるだけ島で現在使われている方言を残して、子どもたちの方言学習の参考にしていきたいというふうな方向性を考えております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。伊是名村は平成25年度に島くとうば普及促進決議を採択しています。県文化振興課内には島くとうば普及センター班が設置されているが、残念ながら特に離島、あるいは伊是名からはまだ要望等々がいままでなかったことをこの前、県の方に確認しております。

県普及センターの事業内容は、直接、事業補助を市町村に交付することは厳しいようであります。しかし、文化活動団体等に委託する補助ができることとなっているそうです。つまり村には、その団体がないということでもありますので、いまのところ届けができないということでもあります。しかし、先程申し上げたとおり、市町村直営で文化事業を実施したい。方言辞典などを活用したい事業などの要望の内容によっては支援される内容か検討はできるものだと県の方に確認はしました。

教育委員会を中心に村内の方言に対するアンケート調査の実施から始め、一括交付金や関係各課内で該当する補助事業はないか調査され、辞典のCD化、予算化を目指して、さらに基金を活用して村民を対象とした方言辞典普及事業に取り組みをしてほしいと思いますので、最後にぜひ調査をするということで決意の答弁を教育長に求めたいと思います。

議長（宮城安志）

教育長、名嘉正君。

教育長（名嘉 正君）

お答えいたします。方言そのものの維持と言いますか、話言葉を現状のままで将来的には維持していくことは非常に困難を極めることだというふうに思います。しかし、現在、話している言葉を子どもたちに継承して、その内容を周知させると言いますか、保存していくと言いますか、そういう方向で考えていきたいというふうに思います。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

有難うございました。これで質問1と2の件について、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと考えております。有難うございました。

議長（宮城安志）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時20分

議長（宮城安志）

再開いたします。

一般質問、次に2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは通告書に従いまして質問させていただきます。

伊是名漁港海岸（通称・伊是名ビーチ）の植栽計画について。

伊是名漁港海岸（伊是名ビーチ）では度重なる台風時の高潮被害を防ぐため、人工リーフ、突堤、護岸など数々の対策工事が実施され、令和2年度には完成する予定と聞き、海岸背後地の地域住民は生命の安全・財産の保全が図られるものと大変安堵しております。

しかしながら、現状の伊是名ビーチは高潮対策は出来つつあるものの台風や護岸工事などによりビーチにあったモクマオウ等の防風林がなくなり、ビーチは木陰のない閑散とした場所となっております。

伊是名ビーチは、自然景観の残る美しい海岸で、島民はもとより多

くの観光客や修学旅行生が海水浴やレジャー等に利用している場所である他、伊是名88トライアスロン大会の水泳会場でもあります。

これらのことから早急な防風林、防潮林、そして景観に配慮した木陰を作るための植栽が必要だと思いますが、村ではどのような計画があるのか伺います。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは宮城義秀議員の伊是名漁港海岸の植栽計画についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、現在、伊是名ビーチでは平成24年度から導入した伊是名漁港海岸整備事業における高潮対策として、各種工事を進めてまいりました。

そしてご指摘のあった樹木等については、昨年度から今年度において護岸工事を整備するにあたり、支障になることから伐採や一部移植を行ってきております。

確かに見晴らしはよくなりましたもののビーチ利用者が憩いの場として安らげる木陰が減少し、どうにかできないものかというふうに思案しているところであります。

また、台風時等における背後地の民家や道路などへの飛沫防止対策としても樹木の植栽は必要であろうと考えております。

そのため工事に先行し、道路側の林帯には村単独でアダンの植栽を行っておりますが、まだまだ不十分で今後も継続していかなければならないと考えております。

いずれにしても整備計画については、車両等の出入りが混雑しないように、管理道路や駐車スペースの配置、樹木選定等に配慮した植栽をし、海浜と調和する美しい景観形成をしていかなければならないと考えています。

そのため各方面から様々な意見を伺いながら、ビーチ帯の利用計画を含め、検討していく必要があると考えています。

新たな事業導入については、関係部署とも協議しながら適切な事業メニューにより進めてまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

この件につきましては、平成27年度第4回定例会において、前仲田剛議員が海岸の林帯に周囲の浜辺と調和する美しい景観を形成するためにココヤシを植栽してはどうかというふうに一般質問しております。

これはターシ浜、それから明地原農村公園、そして伊是名ビーチ、この3カ所にそういった景観を形成するために、伊是名らしい、南国らしい植栽をしてはどうかというふうな質問をいたしております。

そこで村長は伊是名ビーチについては、人工リーフを建設中であり、その後ビーチ整備をする予定である。議員の指摘のように植栽に関しても景観が保てるような造成をしなければならない。提案のココヤシについても検討したいと、そして県と調整しながら、環境美化も造成できるような形にしていきたいと、その当ても答弁されております。

そして当時の農林課長も伊是名ビーチにつきましては、漁港海岸整備事業が現在行われており、今後ビーチの養浜、さらに護岸工事等も予定されており、その中で整備事業の進捗を見ながら景観形成に対するの対応を行ってまいりたいと答弁しております。

このことで令和2年には海岸事業も完了するという事で、既に4カ年経ちまして、あと2カ年でビーチ工事も終わります。

けれど、いま村長の答弁では、まだ計画をこれから進めていくみたいな感じで、当てもぜひやりたいというふうにおっしゃっていたんですけども、課長においても整備事業の進捗を見ながら、漁港海岸整備事業の中で取り組んでいきたいとも答弁しております。

そのことについて、農林水産課長、漁港海岸整備事業でも行いたいというふうに答弁しておりますけれども、いま現状どうなっているの

か。それから計画はどのような方向で進んでいるのか。併せて答弁をお願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

それでは、お答えいたします。いま計画では令和2年度に工事完成予定ということでもありますけれども、昨今の予算のつき具合とか、ちょっといまモズクの時期に差し掛かって工事がいま一時中止している状態でもありまして、いまから県の方と調整に入りますけれども、おそらく令和3年度あたりに完成が延びるのかなと思っております。

その中でいま県の方にも確認したんですけれども、植栽事業等、水産関係の補助事業のメニュー、当海岸が該当する事業においては、海岸環境整備事業というのがございまして、内容については一部省略いたしますけれども、次のとおりとなっております。

海岸保全区域の周辺に公営の公園、海水浴場等の施設のある地域において、より海浜利用を増進される機能を発揮するために行う各種の工事と、その他、所期の目的を達成するため、必要最小限の施設の新設、もしくは改良を行う事業で、総事業費が1億円以上のものというのがありますが、その中で植栽、飛散防止施設も認められておりますけれども、何分補助率が3分の1以内ということで低いためか、県内でここ15年ほど実施したことがないと伺っております。

しかしながら、村長の答弁にもありましたように、最低限飛散防止対策を兼ねた緑化、植栽を早急に整備しなければならないといま考えており、関係部署で事業メニューを模索しているところであります。

先程申し上げたように海岸整備事業の進捗を見ながら進めてまいりますけれども、また次年度以降、今のビーチの現場が養浜関係で車両等の往来がありますので、その進捗を見ながら並行してまた新たな事業導入に向けていま進めているところであります。以上です。

議長（宮城安志）

休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 0 分

再開 午後 3 時 3 3 分

議長（宮城安志）

再開いたします。

2 番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

漁港海岸の区域であれば 3 分の 1 の補助率ということなんですけれども、いま一括交付金で、伊是名景観の事業名はちょっと忘れたんですけれども、伊是名ビーチを拠点とした一括交付金事業が導入されていると思いますけれども、その一括交付金の中で植栽等、ビーチに関する整備ができないのか。これについては企画、それとも前川課長どちらかで。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

お答えします。他市町村の方で海浜公園の植栽等の整備事業ということで導入されている事例がありますので、可能性的には大丈夫なのかなと考えておりますが、内容を県と調整しながら確実にできるかどうかというのは確認をしないとイケないと思います。以上です。

議長（宮城安志）

2 番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

いま思い出しましたけれども、観光客受け入れ体制事業でしたか、確かビーチへのアクセス道路とか、そういった諸々のもの、いま向こうのトイレとかもそれで導入していると思うんですけれども、そういったことからビーチの整備については一括交付金、いま現在行っている事業を追加でできるものではないかと思うんですけれども、再度、企画課長お願いします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

質問にお答えします。議員がおっしゃっているのは、たぶん伊是名ビーチ施設整備計画の方でトイレ、シャワー室等を整備した事業だと思いますが、その中で手洗い場とか、シャワー施設、また、道もコーラル等でやって、街灯の整備とかをやっております。

以前の計画の中では駐車場的な簡単な営利的なものは書いてありますので、その辺を継続して、それを再度という形でできるかどうかもまた県に確認して同一の事業になるのか、それとも別でまた改めてなるのかというのは調整して確認をしたいと思います。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま企画課長からもありましたように、現在、伊是名ビーチは一部既に一括交付金事業で整備が行われております。

伊是名漁港海岸事業で植栽等がもしできないというのであれば、一括交付金事業、既に先行しております。その事業を活用しまして、ぜひ前仲田剛議員の非常に思い入れのあるココヤシを植栽すると、南国風のぜひビーチにしてもらいたいというふうな思いで4年前からずっと質問しておりました。

伊是名ビーチは、前に屋那覇島、そして島々の無人島が並ぶような本当にきれいなビーチであります。そこにはいまでも中学生、高校生がいろいろな体験学習をしております。

ぜひ、そういうことから早急に対策というのは、計画というのはやらないと前に進んでいかないと、既に4年前からこのことについては取り組むということなんですけれども、まだ計画があまりはっきりしてないということでございますので、再度このことについて、子ども議会の中学生の議員からもありましたように、いつまでにやるのかという期限をぜひ皆さん聞かせていただきたいと、私あのときに中学生の質問の仕方を聞いて感動しました。

我々はいつもぜひお願いしますで終わって、行程がわからないとい

うことがございますので、村長はじめ企画課長、一括交付金なり、いまいろんな事業なので、いつの議会までにそれを報告できるのかということを含めて、皆さんの方から一言最後に計画、そして心意気の方を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

お答えいたします。非常に難しい質問であります。一括交付金、伊是名村様々な事業を行っております。その中で各事業からいろんな計画があがってきて、その中で他の事業等も勘案しながら進めていく事業となりますので、その辺はぜひ前向きに村長お答えしたように美しい景観の伊是名ビーチでありますので、いつまでとは僕の方ではなかなか言えないんですが、前向きに検討させていただきたいと思います。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたしたいと思います。ご承知のとおり、伊是名漁港海岸整備については、既に人工リーフが完成し、そして隠れ護岸も完成をしました。あとはビーチ整備、そして埋振というふうな工程が待っていると思いますけど、いずれにしましても伊是名ビーチは昔から夕陽が非常にきれいな浜であるというふうなことを言われておりますので、その景観に配慮したような樹木の選定もして、そしてそれが速やかに実施できるようにしていきたいと思っております。

先程、農林水産課長からも答弁ありましたが、補助事業のメニューとしては、非常に難しい面もあるということでもありますので、一括交付金を十分活用できるというふうに思っております。

ぜひ、背後地の管理道路、そして駐車場、そういった整備も含めて、早急にそれが実施できるように私たちも全力あげて取り組んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

村長の心強い再度の答弁に有難く思っておりますけれども、ぜひいま可能性があるのは一括交付金事業ではないかと思っておりますので、継続の一括交付金でまず芽出しをすると、そういうことができればターシ浜も、それから勢理客の明地原海岸も同じような植栽計画が進んでいこうと思っておりますので、ぜひ県の一括交付金、これから新年度はいろいろ折衝もあろうかと思っておりますけれども、すぐ今年やれではないんですけれども、折衝の中にぜひそれを含めて6月にはどのように折衝したか、ご報告を企画課長にはお願いしたいなと思っておりますので、皆さんが伊是名海岸、そして伊是名村の観光発展のために素晴らしい事業ができるようお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（宮城安志）

これで、宮城義秀議員の質問は終わりました。

次に、10番潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

それでは読み上げて要旨とします。質問事項、子ども子育て支援について。

村の宝である子どもたちの入学時、進学時のお祝いにランドセルや制服をプレゼントする考えはないのでしょうか、お伺いします。以上です。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは潮平そのみ議員のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援においては、子ども・子育て支援制度がスタートし、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て関連三法が整備され、本年10月より消費税率の引き上げによる財源を活用した3歳児から5歳児までの保育所、幼稚園

の利用料無償化、そして0歳、1歳、2歳児については、住民税非課税世帯を対象とした保育料の無償化がスタートしたところであります。

本村の子ども・子育て支援につきましても、他の市町村に先駆け、高校卒業までを対象とした子ども医療費助成事業をはじめ、保育主食費、並びに副食費、幼稚園の預かり保育料や給食費の無償化、小中学校給食費の一部負担軽減などを行っております。

さらに今年度より伊是名村定住促進祝金条例を制定し、1子当たり10万円の出産祝い金の支給などを行い、子育て世帯の支援を行っているところでもあります。

国の制度においても養育に対する児童手当の支給や、ひとり親家庭のお子さんのために特別児童扶養手当等の支給があり、子ども・子育てに対する支援は手厚く手当されております。

そのようなことから議員ご質問にあります入学時のお祝いにランドセルや制服をプレゼントするということにつきましては、既存の助成や制度、財政状況も十分勘案しながら現物給付ではなく、入学祝い金として検討してまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。
議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

いま村長からも答弁がありました国の制度、県の制度、村の制度と、いろいろと子ども支援対策で考えられて支給されているのは承知していますが、私たち伊是名村の子どもたち、年々子どもが少なくなっただけで少子化になっていきますので、この少子化対策として私は非課税だけではなく、子どもたち全体に対するランドセルのプレゼントはどうかと考えております。

調べたところランドセルを支給しているところは茨城県の阿見町というところが先にランドセル贈呈事業が始まっていますが、これがどんどん全国的に広がっているというような状態です。

ただ、私たち沖縄ではまだないので、私は少子化の対策として自分

たち伊是名村も先にどうかなと考えているところですが、お祝い金ではなくて、現物支給が私はいいのではないかなと、全体として考えた場合はどうでしょうか。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子君。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

潮平そのみ議員のご質問にお答えします。先行して茨城県の阿見町等がランドセルの支給をしているということではありますが、伊是名村の場合、今回、現物支給ではなく、入学祝い金として検討しているという内容で村長が答弁しております。

というのもランドセルにもやはり種類がございまして、金額にも多様な差額があります。子どもたちに支給するとなると、一律のランドセルを購入していかなければいけないと思います。そして子どもたちが同じランドセルでいいのかというところもちょっと検討されますので、現物給付ではなく、入学金の方がいいのかと、いま検討事項としてあげさせてもらっています。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

確かにいまランドセルは高額なものになりつつあって、見たら私もびっくりしました。ちょうど30年ぐらい前までは幼稚園で一括で注文して希望者を募っていたんです。そういった方法を検討できませんか。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

お答えいたします。潮平そのみ議員が幼稚園で一括して購入の希望を取ってはどうかということでございますけれども、それにはやはり保護者との話し合いも持たないといけませんので、さらに先程、住民福祉課長も答弁したとおり、ランドセルには様々な種類がございます。

そういうことも踏まえると、なかなか先行して村の方で指導してやっていくのがどうかということがちょっと懸念されるところでございますので、いま現在はその予定はございません。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

お祝い金を支給すると言いますが、予算的には決まっているんですか。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

ご質問にお答えします。入学祝い金の支給について、いま現在、検討しているのは定住促進祝い金条例を今年4月1日から制定しておりますが、その中に結婚祝い金、そして出産祝い金、その中に入学祝い金等を盛り込んでいったらどうかということで、現在、話し合っただけで検討していこうということになっておりますが、額的にはまだ決まっておられません。

今後の話し合いの中で、どれぐらいになるかということも含めて検討課題として進めていきたいと思っております。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

いま企画課長が答弁していましたが、定住促進の方の子どもに支給しているということでしたが、私は伊是名村の入学する子どもたち全体に対して私はやりたいんですよ。

何って決まなくて、いま少子化で子どもたち年々少なくなっていますけれども、その子どもたちに対するお祝いをしたいんです。非課税とかではなくて、そういう面でどうですか。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

入学祝い金については、小学校に入学する子どもたち全員にと
いうことで考えております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

新1年生ランドセルの件はよくわかりました。中学生に進学する
ときの制服などはどんなふうを考えていますか。

議長（宮城安志）

教育長、名嘉正君。

教育長（名嘉 正君）

現在、中学校の制服については中学卒業した方が新しく中学校に
入学してくる、特に女子の制服を譲り受けたり、譲ったりしている
という話はよく聞かれます。しかし、制服を全生徒に支給するとい
うことは、先程企画課長が答えたとおり、入学時、小学校入学した
とき、中学校入学したときに祝い金をするという話がありますので、
そこに現在のところ止めておきたいというふうに思います。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後3時55分

再開 午後3時58分

議長（宮城安志）

再開します。

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

今度の幼稚園年長組、1年生にあがる人数は把握していますか。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

お答えします。ひまわり組で19人おります。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

19名、この子たちが19名が一番多いんですよ。その次が11名、今度、6年生、中学生にあがるのが11名ですか。その6年生に対しても小学校入学するときに10名前後で、転校して島を出て行ったり、島に入ってきた転校生全部合わせても10名前後なんですよ。

そしたら、この1年生と合せたら、私たち30名いるか、いないかなんですよ。私は子どもたちがランドセルを背負って、学校にお家から行ってまいりますって言って喜んで行く、この後ろ姿を家族が送り出す。地域の人たちも、この子たちを見たらみんなが心ウキウキしているような状態だと思うんですよ。

できれば、そういうことで子どもたちに非課税とか何とかではなくて、全体に対する私はそういう支援をお願いしたいと思っていますので、そろそろ教育長も2期目ですので、教育長、独自のカラーを出して、こういう対策も検討してほしいなと思っていますので、よろしくをお願いします。私の質問、これで終わります。

議長（宮城安志）

これで、潮平そのみ議員の質問は終わりました。

最後になります。次に、6番東江源也議員。

6番（東江源也議員）

一般質問通告書、質問事項、広報いぜん発行の目的について。広報が各家庭に届くまで、月半ばは当たり前、7・8月号に関しては合併号、9月に関しましては10月半ばに発行され、10月号に関しては12月5日現在、未だに発行されておられません。

最近、村はたるんではないか。仕事はちゃんとしているかなどと声をたくさん聞きます。このような状況をどう考えているのかお伺いしたい。以上。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

東江源也議員の広報いぜなの発行目的についてのご質問にお答えいたします。

広報の役割は、申し上げるまでもなく、村行政の現状及び諸施策について広く村民の周知を図るため、総合的な広報事務の企画調整を実施するため、大変重要な役割であるというふうに認識をいたしております。

そのことを実践するため、広報編集委員会で取りまとめをし、村長決裁を得て、毎月5日に定期的に発行することになっています。

しかしながら、ご質問にありますように、本年度においては、その発行が大幅に遅れ、ご愛顧いただいている村民や郷友の皆様にも多大なご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳なく思っております。衷心よりお詫びを申し上げます。

このことを深く反省し、体制を強化して襟を正して取り組んでまいりますので、どうぞご理解いただきますようによろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

村の広報発行予定は5日だと聞いております。5日までいままで発行されたことはありますか。それと発行までの流れを時系列で少し説明願います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。本年度に入りまして5日までの発行はいまのところございません。

広報発行のスケジュールとしましては、まず一月間の後半以降の行事、そして当月の大体半ばぐらいまでの行事の編集で取りまとめまして、大体20日以降に委託業者の方に取材した内容を送付しまして、

大体25日ぐらいには広報編集委員会にかけまして、その後に修正、校正を行いまして、大体、月終わり頃までには印刷のオクケーを出すという感じになっております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

もう1点答えてませんが、5日まで発行できたことはありましたか。それと私の記憶では確か広報が遅れたのは本年度だけではないと思います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。本年度は5日まで発行されたことはございません。私の中では5日以降に発行されたのは2～3年ぐらい前にはあったような記憶でございます。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

そうですか、わかりました。確か村長は7月30日の臨時会で9月の定例会においては、副村長、総務課長、この場で申し訳ないと確かに誤ったと思います。その後、何ら対策はしなかったわけですか。何のために謝ったんですか。それぞれにお伺いしたい。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

まず、広報発行が遅れていることに対し、深くお詫び申し上げます。

これまで私が広報に関して携わってきたのは、まず今年人事異動がありまして、担当が代わりました。

当初、前任者が6月ぐらいまで原稿ができていて、その後、現担当に代わった時点でなかなか進まなくて、私も気になりまして、進捗状

況も伺ったら、まだ殆どできてない状況でありましたので、自分も一緒に原稿を書いたりとか、手伝いしながら、7月号と一緒に発行業務を取り付け、確かにそれでも遅れてはありましたけれども、その後の号については、先月にどういう行事があつて、これからどういうのがあつてということで、大体箇条書きにして、これを担当にあげて、こういうのがあるから取材も行ってやるようにとか、そういう指導もやってきて、また、週はじめ月曜日にはどうなっているのということで、本人に口頭の進捗状況は伺ってきたところではありますが、その度にははいはいということで、確かに具体的に示された状況はありませんでした。

それについて、私もずっと一緒に手伝いしながらやろうかなとも思ったんですが、あまりそういうのを私が手伝いすると、また本人の今後の向上のためにも良くないという他からの声も耳に入りまして、なるべく本人に精一杯頑張ってもらいたいと、そういうのもありまして側から傍観するという形になりはした次第であります。

そういう状況で12月号までまだ発行できてないということです。先週やっと完成している状況であります。深くお詫び申し上げます。
議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。確かに謝るだけでは済まされない重要なことであると私は重々認識をいたしております。

そういうことも踏まえまして、私としては、私の給料を減給してでも深く職員に規律を正すという意味で今後進めていきたいと考えております。

そういうことをすることによって、全職員が規律を正して村の公僕としてのあり方をもう一度見直しをして頑張るということに繋がればというふうに思っております。

ぜひ私は、そういうことを実行して皆さん方にお詫びを申し上げたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。私もこれまで担当職員を見てきて感じたことなんですけれども、自分で行動して、自分で解決を見出すことができないようで、再三、副村長からもありましたように指導しながら、注意もしながらやったんですけれども、変わらずじまいでそのままでいる状況でありました。

今回、読者のみならず、議員各位にも大変厳しい声が寄せられているということをお聞きして、深くお詫び申し上げます。

これも上司である私の管理不足から、このような状況になったということ深く反省する次第であります。大変申し訳ございませんでした。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

この広報担当職員は発行できないぐらいの仕事をさせているのか。それとも前任者との仕事量とかが違うのかどうなのか、それを教えてください。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。業務量については、消防の消防事務と、いまの広報事務、それに財産管理の支出負担行為をする。以上ですので、特に業務的には多いとは思っておりません。

議長（宮城安志）

休憩いたします。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時13分

議長（宮城安志）

再開いたします。

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

このような状況、本当に異常事態としか言えません。改めて、今後遅れた場合はどうするのか。こういったものは責任問題もあると思いますので、改めて今後遅れた場合の責任問題とか、いろいろ対策をお聞きします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。先程も申したように毎月5日発行をぜひ守るよう課全体として頑張っていくしますので、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

それは聞きましたので、守れなかった場合の対策はどうしますか。また、同じことを繰り返さないとも限らないですから、村長は、先程、減給してもいいようなことを言っていましたので、何か具体的に他にありますか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

先程答弁申し上げたとおりでありまして、その責任というのは非常に重いと、私も含めて関係者共々、これは減給処分に値するというふうに考えています。

そういった措置をぜひ今後実行して、村民にお詫びをし、今後二度とそういう遅れがないように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

次回号でぜひ謝罪文とか出していただきたいと思います。

関連してですが、職員の人事とか、そういった取り決めはどういうふうに行っているのか。例えば、定期的に動かしているのか。適材適所みたいな感じで職員を配置しているのか。その辺、誰が決めているのか教えてもらえますか。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

私の方でお答えいたします。職員の人事異動については、前は職員との取り決めというか、クラブの会長が以前とりあえず3年を目途にして異動させてもらいたいという要望もありまして、それを受けてではないんですが、大体基本そのパターンで異動はさせるように考えておりますが、何せ私の考えとしては、職員全員をいろんな部署に異動して、村民福祉の向上に役立てるように、いろんな仕事を頑張ってもらいたいということで、適材適所というよりも役場のいろんな部署に行って勉強してもらいたいというのが私の考えであります。でも、私の考えだけでは決定しないで、人事については総務課、村長とも相談しての最終決定ではあります。以上です。

議長（宮城安志）

6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

わかりました。役場全体でということですが、専門職は別として、一般職などは定期的に異動させ、同課内でも職種を変えたりとかして、管理職などはしっかりと指導管理をしてもらいたいと思います。

次に質問の要旨にもある村は最近たるんできているのではないかという村民の話なんです。この話の中には冠婚葬祭の件もあるんですよ。

最近、各家庭によって接客がまちまちです。以前、生活改善で決めた簡素化というのを徹底していただいた方が良いとの声が最近よく

聞こえます。その辺、村長どう考えるか、お伺いしたい。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 1 9 分

再開 午後 4 時 2 0 分

議長（宮城安志）

再開します。

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。以前、議員ご発言のとおり、村においてはお互いの冠婚葬祭の際に祭事が非常に派手になってきていると、これは若い人たちにとっては非常に大きな負担を感じると、ぜひ改善してほしいということで、20年ぐらい前でしたか、生活改善の中でそれを提唱しまして、祝儀については2千円、そして香典については1千円、そして1膳というふうな取り決めをしまして、一時期はそれが守られていたような感じもしますが、だんだんとそれがエスカレートして、いまは無制限になっているというようなことで、私も非常に心配をしております。

そういったことを含めて、村の職員もやはりたるんでいると言われても仕方がない、そういう面も私は見受けられるというふうに思っております。

そういうことがありまして、ぜひ今後、全職員が規律を正して村の公僕としてのあり方をもう一度見直しをし、そして自分の周りをきちんとした形で村の公僕としての役割を果たすようなことを今後やっていきたいと考えております。

生活改善等についても、また職員のそういった規律についても今後襟を正してしっかりとやっていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

よくわかりました。村の規律というのは、村長はじめ村の行政の立場の皆さんや、我々などが規律を正さないといけないものだと思っております。

そして暮らしやすい村づくりの観点からも村民にも改めて生活改善を徹底して促して行って、より良い村づくりになるように努めたいと思います。よろしくお願ひします。

それと広報の件は、しっかりと守っていただきたいと思ひます。これにて私の質問を終わります。

議長（宮城安志）

これで、東江源也議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時 2 3 分

再開 午後 4 時 2 4 分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第 7

議案第 4 5 号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 4 5 号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村職員の給与に関する条例（昭和 5 8 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 を次のように改める。

別表第 1（別添）、行政職給料表であります。

別表第 2（別添）、海事職給料表であります。

別表第 4（別添）、医療職給料表であります。

附則、この条例は、令和2年1月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

令和元年12月17日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、令和元年度沖縄県人事委員会の給与勧告において給料表の改定が示されたため、条例を改正する必要がある、本条例を提出するものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午後4時25分

再開 午後4時28分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第45号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号・伊是名村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後 4 時 2 9 分）

令和元年第4回伊是名村議会定例会会議録 第2号					
招集年月日	令和元年12月18日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和元年12月18日	14時00分	議長	宮城安志
	閉会	令和元年12月18日	15時00分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

3番	仲田正務	5番	東江清和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	名嘉正	教育振興課長	濱里篤
総務課長	兼元清永	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和元年12月18日

伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）
令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第2号）
令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第2号）
村長及び副村長の給料月額の特例に関する条例
人権擁護委員候補者の推薦について

令和元年第4回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午後2時

2. 付議事件及び順序

令和元年12月18日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第47号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）
2	議案第48号	令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
3	議案第49号	令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
4	議案第50号	令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
5	議案第51号	令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第2号）
6	議案第52号	令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第2号）
7	議案第46号	伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
8	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
9	議案第53号	村長及び副村長の給料月額の特例に関する条例

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。（午後２時００分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

ただちに本日の議事日程に入ります。

日程第１

議案第４７号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは議案第４７号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第５号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第５号）は、予算総則第１条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ７２７万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億４，１２３万１千円とするものであります。

歳入歳出補正の概要につきましては、別紙のとおりでありますので、後程お目通しをお願いいたします。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第５号）を、地方自治法第９６条第１項第２号及び同法第２１８条第１項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和元年１２月１７日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。８番、前田清議員。

８番（前田 清議員）

ちょっと確認しておきたいと思います。１１ページ、歳入、土木費

国庫補助金ですが、これは36ページにも関連するわけでありますが、当初予算計上において、そのあたりも見込んで見積り計上しているかと、もちろん国、県あたりとも調整されて計上に至ったものと思っておりますが、補助金が見込めないということですが、早くても6月あたり、そして遅くても9月あたりまでにはわかるはずだと思いますが、どうしてこの時期までそれを引きずって、いま減額措置となっているのか、その中身について聞かせて下さい。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。当初の予算編成の段階においては、村の方から要望した額は、いまの予算書に計上されておまして、その内示を受けたのが確か6月、7月ぐらいでしたか、その時期だったと思います。

それで今回ちょっと遅れはしましたが、その内示額に合せての減額補正ということになります。以上です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

減額になったのは、補正予算書を見ればそれはわかることでありませうけれど、どうして現在まで遅くなって、減額補正になったその要因を私は聞いているつもりだったんですけど、お答えできますでしょうか、再度お願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。私もいま内示を受けたのがいつ頃というのがはっきりしないものですから、それで直近の議会に提出すべきだったろうなといま感じているところであります。

そこで僕らの事務的な見落としがあったのか、そこら辺をちょっと

確認しないとできないかなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

8番、前田清議員。

8番（前田 清議員）

いま答弁の中にもありましたように、早ければ6月、7月、遅くても9月あたりなら、これは重々把握できる内容の作業だと僕は理解しているつもりなんですけど、ちょっと時期が遅くなって、これも職員の仕事の至らさなのかなと、そう言わざるを得ないような状態に見受けられるところもあります。

今後、そういったところはわかった時点で、早めに減額補正をするなり、そういった対策が取られるように強くお願いしたいなと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

一般会計補正予算を見ますと、昨日行われました職員の給与に関する条例、これは人事院勧告が勧告されて給与改正をするということですが、今回の補正に給与に関する反映が全然されてないということですが、これは今後どのようにされていくのか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。今回の補正、給与とか予算が足りてないところは補正に入っております。今度の条例改正で給与の影響額といいますか、これが給料の方で82万8千円、期末勤勉手当で29万円余り影響があります。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

補正予算から人件費に関する計算を出してみますと、プラスマイナ

スゼロと言う感じになるわけですね。これが当初予算あたりで人件費が過大だったのか。あるいはまた今後3月までに人事院勧告で給与が上がれば、当然、給与の差額が出てくるのは当たり前なんですね。

いま各課の款のものを見ますと、職員の入れ替え云々の増減はありますけど、全体を計算しますと、そんなに増額はないということでもあります。今後、3月までに補正が出てくるのか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

3月までの増額補正はおそらくないものと思っております。でもいま職員の中で産休とか、あとボーナスの関係、30%になったりとか、そういった関係がありますので、どうしてもこの金額そのものが補正されるかと言いますと、そうではないと思っております。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他にないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論を終結いたします。

これから議案第47号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第48号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。
村長（前田政義君）

それでは議案第48号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,476万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,977万7千円とするものであります。

歳入につきましては、10款前年度繰越金で2,476万2千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で60万1千円の増、2款保険給付費の負担金で2,037万3千円の増、9款諸支出金で療養費返納金等378万8千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和元年12月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第48号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号・令和元年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第49号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第49号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ119万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億330万1千円とするものであります。

歳入につきましては、1款事業収入で119万9千円の減額となっています。

歳出につきましては、職員人事異動による人件費119万9千円の減額が主な内容となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和元年12月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

討論を省略いたします。

これから議案第49号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号・令和元年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第50号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第50号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,913万6千円とするものであります。

歳入につきましては、2款県支出金で施設整備補助金で720万円の増、6款村債で80万円の増額となっております。

歳出につきましては、2款事業費で800万円の増額となっておりますが、西部地区施設整備工事費の増額によるものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和元年12月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許します。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号・令和元年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第51号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第51号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算

(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ311万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,904万4千円とするものであります。

歳入につきましては、6款前年度繰越金で311万4千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で138万4千円の増、2款船舶費で職員給与、需用費等173万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和元年12月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長(宮城安志)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。5番、東江清和議員。

5番(東江清和議員)

6ページ、一般管理費の14節の中にコピー使用料、これはコピー機のリースのことでしょうか、それとも20万円相当のコピーをしたということでしょうか、お伺いいたします。

議長(宮城安志)

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長(前川栄進君)

お答えします。コピーのリース料と使用料、毎月カウントされますけれども、そのことをございます。

議長(宮城安志)

他にありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

これで討論を終わります。

これから議案第51号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第51号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第52号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

それでは議案第52号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ328万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ746万9千円とするものであります。

歳入につきましては、2款寄附金で140万円の増、3款繰入金
の基金取崩で581万2千円の減、4款前年度繰越金で112万9千
円の増額となっています。

歳出につきましては、2款事業費の奨学金貸付金等で437万2千

円の減、4款予備費で108万9千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和元年12月17日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

討論を省略いたします。

これから議案第52号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号・令和元年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第46号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第46号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別添のように制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和元年12月17日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度スタートにあたり職員の任用・勤務条件等について条例で定める必要があり、本条例を提出するものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

今回の条例の提案なんですが、これまで私たち伊是名村職員の臨時職員に関する規則等からしますと、いま任用基準につきましては、定数職員の穴埋めということで臨時職員を配置すると、及び定数職員が休暇等に関することで長期休暇、あるいは分娩によります休暇、あるいは病休等による休暇、あるいは介護に関する休暇により欠員が生じた場合の臨時職ということが謳われていたわけです。

これが今後はフルタイム職員になるということであるわけですが、この辺これまでの任用基準がいま条例の規則の2条にあたる任用基準に該当していて職員を配置されていたのか。そこをちょっと聞きたいわけです。よろしく願いします。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時36分

議長（宮城安志）

再開します。

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。いま質問にございました産休とかの休みに入る場合、今4月以降は、臨時的任用職員というふうに位置付けして職員が採用になります。臨時的任用職員ということで、緊急を要する場合とか、そういった場合は臨時的任用職員というふうに呼ばれることになります。勤務時間はフルタイムとなります。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時38分

議長（宮城安志）

再開します。

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

これまで曖昧であった非正規公務員という人たちが正式にフルタイム職員ということで、待遇も非常に改善されて安心して職場に就けるということでもありますので、この制度は非常にいい制度であるという感じがいたしました。

これまでは任用期間が1年、1年以上6カ月更新、その後は再雇用されないという規制があったわけですが、村にはそんなに人材がないわけですよ。全部全部1年以上切ったら、一旦切った人は採用することができない規制があってできなかったわけですが、この制度からすると、自ずと更新、あるいは再応募したら、例えば二十歳前後で臨時任用されて、60歳までずっとフルタイム職員ということで継続職員もこれからすると可能であるわけですよ。

正式に採用はされないが、会計年度任用職員ということでずっと勤めることもできるわけですから、非常にいい制度だという感じがいたします。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは一番最後の方で説明を求めたいと思いますけど、別表3の方です。そこには1級、2級にするという形で、これはフルタイムに該当する表だと思うんですけども、パートタイムはまた別の方に募集がこれからできる制度で決められるということになると思います。

これは人勧からそのままスライドして右側にきたという形で、そっくりそのままなっていますけれども、ここに1級、2級と書かれている説明の職種があげられていますので、なるべくわかりやすく、どれどれの職種が1級に該当するのか、2級に該当するのかわかっていると思いますので、どれどれの職種がフルタイムになって、1級の専門職、海事職まで説明を求めたいと思います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。いま現段階ではまだ確定ではないんですけども、いま案として考えておりますのが、一般行政職、図書館司書とか、学芸員、水道業務と、あとは学習支援員、保育士、栄養士、そのあたりが1級の方に案として持っております。

2級の方には看護師資格者、保健師とか、社会福祉士とか、介護士専門員、そういった方々をいま考えております。

船舶、海事職については、1級、2級は普通の甲板員とか、3級の方には一等航海士とか、二等航海士、そういった方々をいま予定しております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

上の行政職の方でいま2級に予定されている専門員の方々、現在の国の平均単価があるんですが、この表からすると何号給に打たれるとか、そこまではまだ案は出てないですか。

というのは、特に看護師とか、いま2級に該当されている専門職の方々は、何級にするということは、いますぐそのまま2級で、この平

均の額 19万5千円、これは平均値を下回ってないか、上回っているか、そのあたりを確認いたします。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。いま例えば看護師なんですけども、私たち村の例規の中で看護師の場合は、時給が1,208円ということで、日当が9,362円なんです。これをベースに弾き出していきますと、大体時給が1,262円になりまして、19万5千円ぐらいからのスタートになるのかなと思っております。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、地方自治法第117条の規定により潮平そのみ議員は除斥対象となりますので、退席を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時51分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第 8

諮問第 1 号・人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

諮問第 1 号・人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めます。

記、住所、伊是名村字諸見 4 6 8 4 番地。氏名、潮平そのみ。年齢 60 歳。

令和元年 12 月 17 日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、人権擁護委員の一人が令和 2 年 3 月 31 日で任期満了になるのに伴い、後任を法務大臣へ推薦するため、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案者の説明を終わります。

お諮りします。本件は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号・人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

潮平そのみ議員の除斥を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 2 時 52 分

議長（宮城安志）

再開します。

字句訂正があるようです。総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

議案第53号・村長及び副村長の給料月額の特例に関する条例中、第2条の方で特例期間に支給する、「る」が抜けていますので、「る」の方を挿入よろしく願いいたします。以上でございます。

日程第9

議案第53号・村長及び副村長の給料月額の特例に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第53号・村長及び副村長の給料月額の特例に関する条例の制定について。

村長及び副村長の給料月額の特例に関する条例を別紙のとおり定めます。

令和元年12月18日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、職員の怠惰により村政の停滞を招き、村民にご迷惑をおかけしたことを重く受け止め、職員に対する管理、監督責任とし、村長及び副村長の給料を3カ月間、100分の3を減額する措置を講ずるため、本条例案を提出するものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

職員のミスは上司である村長、トップが責任を取るのは当たり前ではありますが、担当の職員に対しても何らかの処分があるのかどうか、ひとつ伺いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

ただいまの条例案のご提案については、先の議会の一般質問の中にもありましたことについて、私は村の責任者として、これは職員を正す上でも自ら自分の給与を削減して範を示したいという気持ちでございます。

また、担当本人の処分については、後程またこれは懲罰委員会等にかけて、どういうふうな処分にすればいいのかということは、委員会に任せていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

わかりました。今後こういったことがないように、全職員与えられた職務をきちんと全うして村民に信頼ある村政づくりができるようにお願いします。以上です。

議長（宮城安志）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号・村長及び副村長の給料月額の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号・村長及び副村長の給料月額の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご

異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

12月17日から2日間の日程ではありましたが、令和元年第4回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位、並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで令和元年第4回伊是名村議会定例会を閉会します。

閉会（午後3時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員